

装官人第8号
27.10.1
改正 装官人第17011号
29.12.22
一部改正 装官人第17846号
令和6年9月27日

各 装 備 官
長 官 官 房 審 議 官 殿
各 部 長
施 設 等 機 関 の 長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁における非常勤の隊員の採用について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

防衛装備庁における非常勤の隊員の採用について

1 趣旨

この要領は、防衛装備庁における非常勤の隊員（宿舍管理人として勤務する者を除く。以下同じ。）の採用について必要な手続を定めるものとする。

2 非常勤の隊員の区分

非常勤の隊員は、業務の性質により1日につき7時間45分、かつ、一週間につき38時間45分を超えない範囲内で勤務する事務補助員及び技術補佐員（以下「非常勤（期間業務隊員）」という。）及び常勤の隊員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する事務補助員及び技術補佐員（以下「非常勤（その他）」という。）とする。

3 採用

(1) 非常勤（期間業務隊員）

非常勤（期間業務隊員）として、現に勤務している者で良好な勤務実績があり、公募による必要がないとして、内部部局にあつては、長官官房審議官（以下「審議官」という。）、施設等機関にあつては、研究所長及び試験場長（以下「所属長」という。）が判断する場合は、採用予定日の60日前までに、良好な勤務実績を証する所属長の副申を添えて、防衛装備庁長官（長官官房人事官気付）宛てに申請を行い、同一の者について連続2回を限度に、公募によることなく採用することができるものとする。なお、これによらない場合は、次号の例によるものとする。

(2) 非常勤（その他）

所属長は、予算の範囲内で決定された年度内の必要人員の中で採用候補者を公募し、採用試験を実施した後、採用予定日の60日前までに、採用試験の結果を別記様式により、長官官房審議官（長官官房人事官気付）宛てに報告するものとする。

(3) 細部手続

非常勤の隊員の採用の細部手続は、審議官が別に定める。

4 任用期間等

(1) 非常勤（期間業務隊員）

ア 任用期間は、原則として、採用の日から当該採用の日の属する会計年度の末日までの期間を超えない範囲内で定めるものとする。

イ 任用期間終了後は、自動更新はしないものとする。

(2) 非常勤（その他）

ア 任用期間は、原則として、採用の日から当該採用の日の属する会計年度の末日までの期間を越えない範囲内で定めるものとする。

イ 1週間の勤務時間数は、29時間以内と則する。

ウ 任用期間終了後は、自動更新はしないものとする。

5 給与

非常勤の隊員の給与は、予算の範囲内で審議官が別に定める。

6 勤務時間

非常勤（期間業務隊員）の勤務時間は、常勤の隊員の勤務時間に準ずるものとし、非常勤（その他）については、防衛装備庁に勤務する隊員の勤務時間及び休暇の細部実施について（装官人第46号。27.10.1）第1に規定する所属長（以下同じ。）が割り振るものとする。

7 社会保険

健康保険及び厚生年金保険等（非常勤（期間業務隊員）にあつては、防衛省共済組合への加入手続を含む。）については、それぞれの法律の定めによるものとし、これらに関する業務は所属長が行うものとする。

